

徳山青果精算株式会社の平成 2 8 事業年度の事業の計画に関する書類の
提出について

徳山青果精算株式会社の平成 2 8 事業年度の事業の計画を説明する書類を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 3 条第 1 項及び市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成 2 5 年周南市条例第 7 号）第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市議会に提出する。

平成 2 8 年 6 月 2 2 日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎